

○紀南地方老人福祉施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例

(昭和59年2月13日)
条例第3号

改正 平成17年4月1日条例第3号 平成18年3月1日条例第3号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、紀南地方老人福祉施設組合の職員（以下「職員」という。）のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員のサービスの宣誓に関しては、白浜町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年条例第3号）の規定を準用する。

附 則（昭和59年2月13日条例第3号）

この条例は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年3月1日条例第3号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。